処　分　基　準

令和６年12月12日作成

法　　令　　名：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
根　拠　条　項：第８条
処 分 の 概 要：風俗営業の許可の取消し
原権者（委任先）：神奈川県公安委員会
法 令 の 定 め： 　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第３条（許可）、第４条（許可の基準）、第７条（承認）、第７条の２（承認）、第７条の３（承認）
処　分　基　準： 　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第８条各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、以下のように、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、風俗営業の許可（承認）を取り消すこととする。 ・　第４条第１項第１１号に該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。
問　合　せ　先：神奈川県警察本部生活安全部生活安全総務課営業第一係 ☎ ０４５－２１１－１２１２　内線３０３６
備　　考：